



第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の基本事項



■ 1－1 計画策定の背景

糸満市第3次障がい者計画は、障がい者が安心して地域生活を送るための支援策を総合的に掲げる計画であり、6年に1度の見直しを行っています。また、糸満市第4期障がい福祉計画は、3年を1期とする計画策定が義務付けられており、本年度は両計画を見直す時期となっています。加えて、障がい児の支援体制強化を計画的に図ることを目的として、「第1期障がい児福祉計画」の策定も義務付けられました。こういった法制度に基づいた計画の見直しを行うとともに、近年の障がい者の権利擁護(差別の解消、合理的配慮、障がい者本人による意思決定の観点)の動向を踏まえて策定しています。

■第5期障がい福祉計画の策定について国から示されていること

◎新しいサービスの導入

- ・自立生活援助：施設入所、グループホーム利用者への定期巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。
- ・就労定着支援：就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う。

◎サービスの利用条件の緩和

- ・重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減
(65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者)

◎障がい児支援の強化

- ・居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設(重度障がい児)
- ・保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・医療的ケアを必要とする障がい児への支援：保険・医療・福祉等の連携促進
- ・「障がい児福祉計画」を作成すること：これまでは「障がい福祉計画」の中に含まれていたが、障がい児のサービス提供体制を計画的に進めるために目標を掲げるように示された。



■ 1－2 計画の位置づけ

1. 障がい者計画と障がい福祉計画について

○本計画は、障がい者が住み慣れた地域で自立しながら安心して暮らし、また社会参加していくための支援対策を講ずるものであり、既存の「糸満市第3次障がい者計画」の推進状況の点検・見直しを行い、障がい者福祉に係る各施策や連携の充実を図るために策定するものです。

○また、「第5期障がい福祉計画」や平成30年から策定が必要となる「障がい児福祉計画」も包含するかたちで策定し、サービス提供体制の具体的な整備見込みや、施設入所者の地域移行、一般就労への移行、障害児通所支援の目標などを掲げます。

障害者計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者基本法

内容 障害者計画は、障がい者の自立及び社会参加等の支援策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

<障がい者計画に盛り込まれる施策（国の指針より）>

- | | | |
|-------------------|------------------|-----------------|
| ● 生活支援 | ● 生活環境 | ● 行政サービス等における配慮 |
| ● 保健・医療 | ● 情報アクセシビリティ | ● 国際協力 |
| ● 教育、文化芸術活動・スポーツ等 | | ● 安全・安心 |
| ● 雇用・就業、経済的自立の支援 | ● 差別の解消及び権利擁護の推進 | |

障害福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

障害者総合支援法

内容 障がい福祉計画は、障がい者が地域で自立した生活を行うための支援として、障害福祉サービスや相談支援、就労支援、地域生活への移行等のための基盤整備や、目標量（見込量）を掲げるものです。

<障がい福祉計画に盛り込まれる施策>

- 施設入所者や地域生活への移行に関する目標と方策
- 福祉施設利用者の一般就労への移行に関する目標と方策
- 障害福祉サービス、相談支援、計画相談等の見込量と提供体制の確保に関する事項
- 地域生活支援事業の実施に関する事項

◎ H19～障害者自立支援法 → H25～障害者総合支援法に変更

障害児福祉計画

○ ○ ○ ○ ○

児童福祉法

内容 障がい児福祉計画は、障がい児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げるものです。

<障がい児福祉計画に盛り込まれる施策>

- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

◎ 市町村障害児福祉計画、市町村障害福祉計画は一体のものとして策定することができる。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の障害者基本法に基づく障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について定めたものです。また、市の羅針盤である「糸満市第4次総合計画」を上位計画としているほか、「糸満市地域福祉計画」、「糸満市子ども・子育て支援事業計画」や「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「健康いとまん21」、「糸満市特定健康診査等実施計画」等の保健福祉分野の各種計画との整合性を図り策定しています。



■ 1－3 計画の期間

「糸満市第4次障がい者計画」は平成30年度を初年度とする6年計画を予定しています。また「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられているため、平成30年度から32年度までの計画となります。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
	糸満市第4次障がい者計画				
第4次障がい者計画 (障害者基本法に基づく)					
第5期障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく)			第6期障がい福祉計画 (障害者総合支援法に基づく)		
第1期障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく)			第2期障がい児福祉計画 (児童福祉法に基づく)		



■ 1－4 アンケート調査の実施について

1. 調査の目的

「糸満市障がい者計画」を策定するに当たり、障がい者の生活や自立、障害福祉サービス等の利用についての実態やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とする。

2. 調査の実施方法

(1) 調査の対象者

- ・本調査は糸満市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び20歳～80歳未満の市民を対象とする。

(2) 調査件数の抽出（サンプリング）

- ・身体障がい者：身体障害者手帳所持者より1,200件を無作為に抽出。
- ・知的障がい者：療育手帳所持者全員（700件＝全数調査）。
- ・精神障がい者：地域活動支援センター利用者、相談支援事業所利用者、サービス事業所利用者など、200件程度。
- ・施設入所の方：150件
- ・一般市民：市の住民基本台帳より2,000件を無作為抽出。

(3) 調査方法

- ・身体障がい者、知的障がい者及び一般市民については郵送による配布・回収。
- ・精神障がい者は利用施設や事業所等での直接配布・回収。

(4) 調査期間

- ・平成29年12月～1月に実施

3. 回収状況

	配布件数	回収数（有効回答数）	回収率
在宅の身体障がい者	1,786件	624件	34.9%
在宅の知的障がい者			
在宅の精神障がい者	127件	75件	59.1%
施設入所者	101件	87件	86.1%
一般市民	2,000件	541件	27.1%
合 計	4,014件	1,327件	33.1%